

不正防止行動規範

はじめに.....	3
1. 不正/贈収賄とは何か？	4
2. 責任	4
3. 一般原則	5
4. 贈答品（接待含む）	6
5. 利益相反	7
6. 公務員との関係	7
7. 公的活動への参加	7
8. コーポレートスポンサーシップ	8
9. 信頼性の高い、忠実で透明性のある財務情報	8
10. 不正行為の認識：行動を起こすように促すものは何ですか？	9
11. どのような防止対策が可能ですか？	9
12. 複雑かつ/または巧妙に仕組まれたと思われる状況にどのように対応しますか？	10
13. 本不正防止行動規範を順守しなかった場合の結果	11



はじめに

ラコステグループ(以下「ラコステ」)は、「フェアプレイエブリデイ」行動規範の規定に従い、業務遂行にあたって法律および倫理基準を遵守することを約束します。

倫理規範は、ラコステの全従業員の責任であり、社内および当グループの第三者（顧客、ビジネスパートナー、サプライヤー、委託業者、株主を含む）とのやり取りにも反映されるものとします。

贈収賄は、米国の海外腐敗行為防止法（FCPA）、英国の贈収賄法（UKBA）、フランスの刑法など、国の法律、国際協定、または域外法を問わず、世界中のほとんどの国で厳しく罰せられる犯罪です。

近年、不正防止関連法の強化、国内および国際規模で多くの刑事訴訟が見られ、監督当局においては犯罪の調査と訴追に関する権限が強化されました。

フランスの立法府の議員は、国の不正防止法を大幅に強化しました。大企業とそのすべての子会社は、制裁を科す権限を持つ調査機関の監視の下、不正を防止・摘発するための措置を講ずることが法的に義務付けられています。

いかなる形態の汚職も、ゲームのルールを歪めます。

ラコステはあらゆる形態の不正を排斥し、適用される不正防止関連法を適用腐敗防止法を遵守します。

私たちの行動と振る舞いの指針となる基本原則は、ラコステのコミットメントに基づいており、特に国連グローバル・コンパクトの10原則を支持し促進します。

この行動規範は、「フェアプレイエブリデイ」行動規範で提唱されている原則に基づいています。そして、リスクを最小限に抑えるための行動基準によって、不正を防止・対処するための会社の価値判断や行動基準を確立させることを目的としています。

職場に関係なく、ラコステのすべての従業員に適用されます。

この不正防止行動規範は、ラコステが事業活動を行うすべての状況や適用法に対応すべく策定されているわけではありません。

したがって、すべての従業員は、この不正防止行動規範に具体的な記載のない状況に対処する場合、この規範によって具現化される精神を理解し、常識に照らし、注意を払い、透明性を示す必要があります。

一部の国では、より厳格な規制が適用される場合があります、それに該当する場合は、かかる規制がこの不正防止行動規範よりも優先されます。

1. 不正/贈収賄とは何か？

不正とは、特定の公的または民間部門に属する個人が、業務の一環として行う行為を直接的か間接的かを問わず、促進、遅延、阻害する目的で、贈答品、接待、約束を要求/提案したり（能動的な不正）、受け取ったり（受動的な不正）する行為として定義されます。

公務員、民間企業の代理人のいずれにおいても贈収賄行為は禁止されています。

この不正防止行動規範で定義されている不正には、賄賂、便宜を図ってもらうための支払い、強要、勧誘、汚職犯罪による収益のマネーロンダリングが含まれます。

あっせん収賄（利益誘導）とは、公務員または民間の代理人に直接または間接的に支払う、もしくは任意の利益供与を提案または約束する行為であり、その結果、当該公務員または代理人は実際、もしくは想定される影響を悪用して当局または政府から有利な決定や待遇を受ける サービスを指します。

あらゆる種類の政府、立法、司法、または官職（税関、中央銀行などを含むがこれらに限定されない）にある人は、公務員と見なされる場合があります。

2. 責任

この不正防止行動規範の実施は、ラコステ**法務部**によって統合調整されています。

ラコステの取締役および役員は、誠実さを大切にする企業文化を具現化し、命を吹き込む役割を果たさなければなりません。経営陣の行動は、従業員の模範とならなければなりません。

関連する商業的または金銭的利益に関係なく、すべての経営陣は、ラコステの資源および商品が汚職に使用されないことを保証するものとします。

したがって、子会社の社長は、自らの責任の範囲内でこの不正防止行動規範を実施する責任と説明責任を負います。

管理職にあるすべての人々は、この不正防止行動規範をチーム内に広め、チームメンバーが規範を理解して適用し、従業員が倫理的な方法で目的を達成するために必要なリソースを提供するよう尽力するものとします。

すべての管理責任者は、この不正防止行動規範を実施する際に模範を示すものとし、当グループが従業員に対して具体的な対応を求めた場合にも十分に配慮しなければなりません。必要に応じて、従業員はかかる問題を上位のマネージャーにエスカレーション（付託）するものとします。

すべての従業員は、この不正防止行動規範を熟知し、日常業務を遂行する際にその原則を守る必要があります。特に、従業員は自らの専門的な活動に適用される法的規則と義務を十分に認識し、誠実にそれらの規則と義務を順守しなければなりません。また、すべての従業員はリスクを理解し、認識し、警告サインを識別し、行動を起こす前に情報を共有するか否かについて必要な結論を引き出さなければなりません。

報復を恐れることなく、これらの原則を侵害していると思われる状況を意識的に報告することが奨励されています（以下のセクション 12 を参照してください）。

3. 一般原則

誰もが不正行為やあっせん収賄行為を禁じられています。

従業員は、直接的であれ仲介者を通じてであれ、いかなる第三者に対しても違法な利益を供与または供与を約束してはなりません。

同様に、従業員は、第三者への優遇措置と引き換えにこれらにかかる供与を受け入れてはなりません。したがって、すべての従業員は、独自の判断や意思決定に影響を与えるもしくは影響を与えることを目的とした金銭的、その他の利益の供与、または供与の約束を拒否しなければなりません。

さらに、従業員は不正の疑いをかけられるような行動を取ってはなりません。

第三者の決定に影響を及ぼすことを目的とした不適切な利益供与は、刑事責任を問われる可能性があるだけでなく、従業員の忠誠義務違反となる場合があります。。

不適切な利益は、受益者を優遇することを目的とするあらゆる要素で構成されます（例：友人または親族への雇用契約やサービス契約の提案）。

従業員は、公務員または民間の代理人贈賄行為を知り得た場合は、経営陣および法務部に直ちに報告しなければなりません。

質問や不審な点がある場合、法務部へお問い合わせください。

4. 贈答品（接待含む）

ゲームは各競技のルールに従ってプレイしなければなりません。そしておそらく最も優れた人が勝つでしょう。

ビジネス上の決定は、不適切な基準や非倫理的な基準に基づいてはなりません。

ラコステは、従業員に提供される、または従業員が受け取る贈答品（接待含む）の数と金銭的価値を意図的に制限します。

このため、ラコステの従業員およびその近親者が、ラコステと取引関係のある人々や、取引関係を持つようとしている人々に贈り物（接待含む）を提供したり、要求したり、または受け取ったりすることは不適切です。

ビジネスの状況により贈答品（接待含む）の交換が必要な場合は、常識に照らして適切な範囲内に留め、何らかの形で取引上の決定に影響を及ぼさないようにすることが重要です。

受け取った、または提供した贈答品（接待含む）は、合理的かつ偶発的な性質のものであり、ラコステの事業活動を促進することのみを目的とし、相互関係を認め、適用されるすべての法律要件を満たしている必要があります。

通常、従業員は以下の贈答品（接待含む）の提供または受領を固く禁じられています。

- 5,000 円（50 ユーロ相当）を超える贈り物
- 10,000 円（100 ユーロ相当）を超える（またはそれと同等の）仕事以外の活動への招待
- 現金贈与またはそれと同等のもの（商品券）
- 本規範の他の規則に違反するような招待

従業員は、第三者から受け取った、または第三者から提供された贈答品（接待含む）を常に経営陣に報告する必要があります。また、第三者に提供した、もしくは提供された贈答品（接待含む）の承認も経営陣から得なければなりません。

上述の規則から逸脱するものは、申請者の申請先となる経営陣、または子会社の場合は子会社の社長から正式に承認を得る必要があります。

上場申請手続き中の贈答品（接待含む）、または入札案内は、金額に関係なく厳しく禁止されています。

不確かな点がある場合は、経営陣に相談することをお勧めします。

5. 利益相反

すべての従業員は、自分たちの個人的利益がラコステの利益と対立したり、独自の判断や職務上の誠実さを損なうような状況に陥ることを避けなければなりません。

利益相反の発生は、第三者があなたの職務上の誠実さをどのように捉えているかに影響し、それによってラコステのイメージや評判を傷つける可能性があります。

すべての従業員は、自分の状況が利益相反を引き起こす可能性があるかどうかを自ら評価する必要があります。

たとえば、ある従業員のサービスを交渉または実行する委託業者がその後、当該従業員の友人または家族を雇うことを申し出た場合、当該従業員は利益相反に陥り、不正行為につながる可能性があります。

従業員が利益相反のリスクに直面した場合、次の方法で透明性を実証する必要があります。

- 利益相反の可能性がある場合、経営陣に直ちに報告する
- 何らかの対策が講じられるまでの間、ラコステは関係当事者との接触を禁ずる
- 利益相反を是正するために講じられた対策を尊重し、実施
- 状況の重大な変更が生じた際は通知する

6. 公務員との関係

公務員に有利な決定を下すように仕向けることを目的に、いかなる種類の利益を供与または付与してはなりません。

たとえば、検査を回避したり、検査の結論に影響を与えたり、ペナルティを回避したりするために、公務員に利益供与（金銭上などの）をしてはなりません。

政府機関のサービス（許可証、免許、ビザ、通関など）での手続きと申請を保証または加速するような便宜を図ってもらうことを目的とする支払いは、金額の大小に関係なく、固く禁じられています。

この規則は、現地の法律でそのような種類の支払いが許可されている場合でも適用されます。

公務員との仲介者として第三者を介することは、当事者のサービスが必要不可欠な場合、また、その任務の目的、期間、明確な目標設定を明記した文書で正式に定義されている場合にのみ許可されるものとします。さらに、従業員はラコステの調達手順、特に入札案内に適用される規則を遵守する必要があります。

7. 公的活動への参加

ラコステは、政治的に中立的な立場を維持し、政治生活への金銭的関与を回避することを社是としています。

特に、すべての従業員は、道徳的にも金銭的にも、ラコステまたはその関連会社を政治活動または地域社会活動に関与させてはなりません。

政治的または選挙活動のために、政府または公的機関または地方自治体の決定に参加することが義務付けられている従業員は、ラコステまたはラコステの関連会社に影響を与える決定（許可、承認、または契約を認める決定など）には関与してはなりません。

8. コーポレートスポンサーシップ

ラコステは、スポーツ、社会的、文化的な活動やイベントを後援し、人道的、慈善的、科学的、芸術的な作品や取組みを支援することにより、連帯と後援活動を支持しています。

不適切な行動を奨励したり、見返りを与えることを目的とした慈善活動またはスポンサー活動は、不正行為とみなされる場合があります。

コーポレートスポンサーシップは、報酬として、または非倫理的な行為に対する見返りとして使用されることはありません。

関係する従業員は、スポンサーシップ、連帯および後援活動に関連するすべての行動を保証する必要があります。

- 定義された目的に明確に対応する
- 適用法およびラコステの内部規定および規制を遵守する
- 利益相反を回避する
- ラコステのブランド認知度を高める役割を果たす

ラコステの適用規則に従って、組織の関連性と安全性を判断し、契約の前に定められたアセスメントを実施する必要があります。また、その対象者または代表者は、社会的名声、技術面的および財務面の瑕疵がないこと、そして前科がないことを確認する必要があります。加えて、代理人または代理店が仲介する場合は、当該代理人および代理店の市場における評判・評価をかくにんするものとします。

契約の策定により、対象期間、各当事者の責任を設定することができ、割り当てられた財源と実行されたすべての活動の品質を評価する条件を指定できます

また、資金援助または贈答品が実際にどのように使用されたかを判断するために、スポンサーシップ活動後に確認する必要があります。

9. 信頼性の高い、忠実で透明性のある財務情報

ラコステは、信頼性の高い忠実な財務情報を利害関係者、特に株主に提供することを約束しています。

不正を回避するためには、すべての取引内容に透明性があり、完全に文書化され、また偽りなく正確に反映された会計記録が保管されることが重要です。

ラコステの資金またはその他の資産を違法または不適切な目的で使用する、および裏金または未登録の現金資金を保有することは固く禁じられています。

不正、不完全、または誤解を招く帳簿記入または未登録の銀行口座は固く禁じられています。

不適切な支払いを促進または隠蔽するために、帳簿外の口座を保持してはなりません。

ラコステの上級管理職または内部および外部監部門に対し、取引、資産、負債、またはその他の財務情報を隠蔽してはなりません。

第三者、特にサプライヤー、委託業者、その他の取引先との取引に関連するすべての会計情報、請求書、その他の保存文書は、誠実に作成、最大限の注意を払って保管される必要があります。

違法または一般に非倫理的な行為または支払いをカバーするために経費勘定を使用することは固く禁じられています。

すべての取引は、内部監査手順および規則に従って、上長によって実行および承認されなければなりません。

10. 不正行為の認識：行動を起こすように促すものは何ですか？

不正行為となり得る状況が、直接的な勧誘以外にも数多くあります。

不正の兆候を特定することで、あいまいな状況を回避し、適切な対策を講じることができます。

不正の兆候が見られる事例は以下の通りです：

- 異常に高い料金、費用、報酬または手数料
- 繰返し行われるおよび/または不相応なホスピタリティ（娯楽、会食、旅行）
- 契約関係を形式化することに消極的
- 特定の仲介者が、公的または民間の利害関係者によって要求または推奨されている
- 任務遂行に必要な資格または経験の明らかな欠如
- 異常に早く結果を提供する約束

11. どのような防止対策が可能ですか？

- ラコステの社内規定を遵守すること、特に自身の職務に関する社内規定については、よく理解し、厳守するようにしてください。
- 「フェアプレイエブリデイ」行動規範および不正防止行動規範の原則を支持するとき、ならびに従業員や同僚に耳を傾けるときは、模範を示して指導してください。

- パートナーや委託業者との関係を築く前に、また、その後の関係を通して内部規定に従い、パートナーとプロバイダーのバックグラウンドチェックを実行してください（当該企業の株主、社会的な評判と取締役の評判、および財務状況に関する情報収集と分析など）。
- 会社の不正防止戦略を推進する。

12. 複雑かつ/または巧妙に仕組まれたと思われる状況にどのように対応しますか？

目の前の状況に対応する適切な行動方針がわからない場合は、よく考えずに、もしくは追い詰められた状況下に置かれたからと言って、自分で決断を下すべきではありません。

決断する前に、時間をかけて正しい回答を得るため自らに問いかけ、常識を働かせ、注意を払ってください。

- 法律に沿っていますか？自らの誠実さに偽りはないでしょうか？
- ラコステの価値観と、この行動規範および「フェアプレイエブリデイ」行動規範の原則に準拠していますか？
- その決定に確信がもてますか？
- 自身の決定には、ラコステ内の他の人々が関与する可能性があることを認識していますか？
- 同僚はどう思うのでしょうか？友達や家族はどう思うのでしょうか？
- メディアやソーシャルネットワーキングサイトで取り上げられたらどうなるのでしょうか？

行動が違法または非倫理的であることがわかっている場合は、それに関与することを避け、拒否しましょう！

すべての従業員は、指定された原則のいずれかに違反する、または矛盾すると考えられる行為・行動を以下へ報告することが求められます：

- 経営陣
- 法務部または人事部

ラコステはコンプライアンス担当を任命し、報告された違反を収集・対処する手順を定義しました。

ラコステの従業員が、不正行為、あっせん収賄（利益誘導）、および/またはこの不正防止行動規範の原則に違反する可能性のある行動に気付いた場合、以下の条件に従ってその事象を報告することを奨励します。

アラームの発動を希望する場合は、コンプライアンス担当に下記のリンクから連絡してください：

- 連絡先：<https://lacoste.signalement.net/entreprises>。

情報の機密性は、内部通報制度により保証されています。

従業員が、賄賂の支払い、もしくは受け取りを拒否したことで、かかる拒否がラコステの事業機会を失う可能性があるとしても、降格、処罰もしくはその他の望ましくない結果に至ることはありません。

これらの原則の侵害について誠意を持って報告した場合、従業員が罰せられることはありません。

すべての従業員は、同僚や会社に害を及ぼす可能性のある誤った情報を広めないようにしなければなりません。

匿名の告発は、対処が困難または不可能な場合があるため、推奨されません。したがって、匿名告発は、提供された事実要素に調査をすすめるにあたって十分な裏付けがある場合にのみ対処します。

内部告発手順を誤用している従業員は、懲戒処分および/または訴訟等の法的手続きの対象となる場合があります。

疑わしい場合、またはこの不正防止行動規範の評価、理解、または適用が困難な場合は、経営陣または法務部に相談してください。経営陣や法務部の意見や決定に従わなければなりません。

13. 本不正防止行動規範を順守しなかった場合の結果

適用される不正防止関連法を侵害した従業員または第三者は、ラコステと関係なく、個人として懲役および相当な罰金刑を含む厳しい刑事上または民事上の罰則を科せられる場合があります。

例（フランスの法律による）：

- 国家公務員（フランス刑法の第 432 条 11 項および 433 条-1 項）または外国公務員（フランス刑法の第 435 条-1 項 435 条-3 項）をあっせん収賄（利益誘導）または汚職行為を訴因として有罪判決となった場合、10 年以下の懲役および 100,000,000 円（1,000,000 ユーロ相当）以下の罰金を科せられます。罰金は、犯罪で得た収益の 2 倍に増額される可能性があります
- 民間のエージェントに贈賄した罪で有罪判決を受けた場合、5 年以下の懲役刑と 50,000,000 円（500,000 ユーロ相当）以下の罰金が科せられます。罰金は、犯罪で得た収益の 2 倍に増額される場合があります（フランス刑法の第 445 条-1 項および 2 項）。
- 法人に対して科せられる最大の罰金は、犯罪を罰する法律（フランス刑法の第 131 条 38 項）に従い、個人の罰金の 5 倍に相当します。

この不正防止行動規範またはこの行動規範を実施するための手順に従わない場合は、雇用契約違反とみなされます。

この不正防止行動規範で規定された原則を侵害する、または不適切な態度で行動する従業員は、雇用契約の終了につながる懲戒処分の対象となります。